

令和元年9月定例議会 議案概要		担当課	商工観光課	種別	条例
議案番号	議案第70号	議案名	琴浦町一向平キャンプ場条例の一部改正について		
目的	一向平キャンプ場の管理について、一般公募による指定管理者の指定手続を行うため、所要の改正を行うもの。				
内容	<p>1 改正内容</p> <p>一向平キャンプ場は、その設置目的や特性等から、特例条項により、一般公募によらず指定管理候補者を選定していた。</p> <p>指定管理者の体制も変わり、平成31年4月1日より運営を行っているが、安定的なスタッフの確保に苦慮している。特にGW、盆期間等の繁忙期は人員確保が非常に困難となっている状況。このため、計画的に複数年の指定管理を受託する事が困難となっている。</p> <p>したがって、このたび指定管理に係る特例条項を改正し、一般公募により選定するため、所要の改正を行うもの。</p> <p>2 施設概要</p> <p>(1) 一向平キャンプ場施設</p> <p>ア 一向平森林体験・交流センター(町有施設) 平成3年4月20日オープン</p> <p>イ 一向平バーベキューハウス(町有施設) 平成7年4月23日オープン</p> <p>ウ 一向平キャンプ場(県有施設→町有施設) 昭和55年4月オープン。県有施設としてキャンプ場がオープンし、運営管理は東伯町が受託していたが、平成19年4月に県から町へ無償譲渡された。</p> <p>(2) キャンプ場の主な付帯施設 管理棟・キャンプサイト・キャンプファイヤーサークル・炊事場・便所・休憩所・給水施設・駐車場</p> <p>3 現在の指定管理者 一向平森林保全協会 平成3年2月10日設立</p> <p>4 指定管理期間</p> <p>(1) 平成21年4月1日から平成31年3月31日まで(10年間)</p> <p>(2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで(1年間)</p>				
補足事項	施行日 公布の日				